平成１９年（排）第２１号

# 排　除　命　令　書

大阪市住吉区大領五丁目７番２１号
藤田金属株式会社
同代表者　代表取締役　藤田　憲正

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

## 主　　文

1　藤田金属株式会社は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「びっくり湯桶」と称する浴室用の洗桶（以下主文において「びっくり湯桶」という。）及び「びっくり洗桶」と称する台所用の洗桶（以下主文において「びっくり洗桶」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，次の事項を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) びっくり湯桶について，平成１８年４月ころ以降当該商品の包装箱において，また，平成１８年９月２２日に同社がインターネット上に開設しているホームページに掲載した広告において，それぞれ行っている，びっくり湯桶を浴室に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビの発生を抑制するかのように示す表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨

(2) びっくり洗桶について，平成１８年３月ころ以降当該商品の包装箱において，また，平成１８年９月２２日に同社がインターネット上に開設しているホームページに掲載した広告において，それぞれ行っている，

びっくり洗桶を台所のシンク内に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンによりシンク内のぬめりやカビの発生を抑制するかのように示す表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨

2　藤田金属株式会社は，今後，びっくり湯桶及びびっくり洗桶又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自己の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　藤田金属株式会社は，今後，びっくり湯桶及びびっくり洗桶又はこれらと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項と同様の表示をしてはならない。

4　藤田金属株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　藤田金属株式会社（以下「藤田金属」という。）は，肩書地に本店を置き，家庭用金物製品等の製造販売業を営む事業者である。

2 (1)　藤田金属は，平成１７年９月ころ以降，「びっくり湯桶」と称する浴室用の洗桶（以下「びっくり湯桶」という。）を，平成１８年３月ころ以降，「びっくり洗桶」と称する台所用の洗桶（以下「びっくり洗桶」という。）を，それぞれ自ら製造し，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2)　藤田金属は，びっくり湯桶及びびっくり洗桶を販売するに当たり，それぞれ，紙製の包装箱に詰めて販売している。また，藤田金属は，同社がインターネット上に開設したホームページに，びっくり湯桶及びびっくり洗桶の広告を掲載している。

3 (1)　藤田金属は，びっくり湯桶について，

ア　平成１８年４月ころ以降，前記２(2)の包装箱（別添写し１）の表面に

「イヤなカビの発生を抑制する」，「長期間銀イオン（Ａｇ$^{+}$）が発生して、カビの繁殖を抑制します。」，「浴室内に置くだけでイヤなカビの発生を防ぎます」，写真を２枚掲載の上「カビ取りをした後、びっくり湯桶を置いておくだけできれいに保ちます。カビ取りをした後、なにもしないとまたカビが発生します。」と，同裏面に「銀イオン（Ａｇ$^{+}$）効果によりカビの繁殖を抑制いたしますので浴室内が長期間きれいに保たれます。」，「きれいに洗った後浴室内に置いておいてください。湯桶に少量の水を入れておけばより銀イオン効果が発揮されます。」と

イ　平成１８年９月２２日に同社がインターネット上に開設しているホームページに掲載した当該商品の広告（別添写し２）において，「置くだけで不思議な力　銀イオンのパワー」，「浴槽に置いておくだけで浴室内のカビを抑制し浴室内が長期間きれいに保たれます。カビ菌はもちろんのこと食中毒菌からあらゆる雑菌までカットいたします。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，びっくり湯桶を浴室に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビの発生を抑制するかのように示す表示をしている。

(2)　藤田金属は，びっくり洗桶について，

ア　平成１８年３月ころ以降，前記２(2)の包装箱（別添写し３）の表面に「流し台のシンクは、いつもピッカピカ！！」と記載の上，「半永久的に銀イオン（Ａｇ$^{+}$）が発生して、ヌメリ・カビの繁殖を抑制します」，「流し台シンクに置くだけでイヤなヌメリ・カビの発生を防ぎます」と，同裏面に「ご使用後はきれいに洗って、シンク内に置いておいて下さい。銀イオン効果が発揮され、除菌・抗菌、消臭、防臭、ヌメリ防止効果があります。」と

イ　平成１８年９月２２日に同社がインターネット上に開設しているホームページに掲載した当該商品の広告（別添写し２）において，「置くだけで不思議な力　銀イオンのパワー」，「流し台シンクに置いておくだけでシンク内のヌメリ・カビを抑制しシンク内が長期間きれいに保たれます。カビ菌はもちろんのことヌメリや食中毒菌・緑膿菌まであらゆる雑菌までカットいたします。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，びっくり洗桶を台所のシンク内に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンによりシンク内のぬめりやカビ

の発生を抑制するかのように示す表示をしている。

4　公正取引委員会は，前記3の表示について，景品表示法第4条第1項第1号に該当する表示か否かを判断するため，同条第2項の規定に基づき，藤田金属に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，藤田金属は，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，藤田金属が行っている表示は，景品表示法第4条第2項の規定により，びっくり湯桶及びびっくり洗桶の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年６月２９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃